

国民健康保険に加入の皆さんへ 12月1日から新しい保険証になります

保険証を更新します

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、11月30日(土)です。新しい保険証(もえぎ色)を、11月下旬に、特定記録郵便で世帯主宛てに送付します。保険証に記載している住所・氏名・生年月日などを確認するとともに、国民健康保険(国保)に加入している世帯員全員の保険証があるか確認し、大切に保管してください。なお、国保税を滞納している方には、窓口で交付します。

新保険証は

12月1日から使用できます

12月1日(日)以降、病院などの医療機関で診察を受ける場合は、新しい保険証を提示してください。

有効期限

新しい保険証の有効期限は、2020年11月30日(月)ですが、下表の方は有効期限が異なります。

《新しい保険証の有効期限が11月30日以外の方》

	対象者	有効期限
1	退職被保険者および退職被扶養者で2020年11月30日までに65歳になる方※1	65歳の誕生月の月末(1日生まれの場合は前月末)
2	2020年11月30日までに75歳になる方※2	満75歳の誕生日の前日
3	2020年11月30日までに在留期間の満了日を迎える外国籍の方	在留期間の満了日

※1 退職被保険者が65歳到達により月末で有効期限が切れる場合には、退職被扶養者が65歳未満であっても、有効期限は退職被保険者と同日になります。

※2 誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい被保険者証を利用してください。

「臓器提供の意思表示」ができます

保険証の裏面に、臓器提供の意思表示欄を設けています。必要事項を記入することで意思表示ができます。

なお、記入の有無で、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

届け出が必要ですが

左表の場合、14日以内に届け出が必要です。

《届け出が必要な場合》

国保に加入する場合	必要なもの
豊岡市に転入してきたとき	・印鑑
職場の健康保険をやめたとき、扶養家族でなくなったとき	・健康保険資格喪失証明書 ・印鑑
生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書・印鑑
子どもが生まれたとき	・印鑑

国保をやめる場合	必要なもの
他の市区町村に転出するとき	・保険証(国保加入者全員分) ・印鑑
職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき	・国保の保険証と職場の健康保険証または加入を証明するもの(職場の健康保険加入者全員分) ・印鑑
生活保護を受け始めたとき	・保護開始決定通知書・印鑑・保険証(国保加入者全員分)
出国するとき ※1年以上海外に居住する場合は、転出届をしてください。転出届をしなくても1年以上海外に居住すれば、その間の国保資格を喪失することがあります。	・保険証・印鑑 ・出国日が分かるもの(航空券など)

保険証の差替えが必要となる場合	必要なもの
豊岡市内で住所、氏名、世帯主等が変わったとき	・保険証(国保加入者全員分) ・印鑑
修学のため、別に住所を定めるとき	・保険証・印鑑 ・在学証明書または学生証
施設(特別養護老人ホームなど)に入所するため、別に住所を定めるとき	・保険証・印鑑 ・入所証明書
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	・印鑑

【共通】いずれの届け出にも、本人確認書類(運転免許証、個人番号カードなど)を持参してください。また、外国籍の方は、在留カードを持参してください。

【注意】

○国保に加入する場合

加入届が遅れると、国保税をさかのぼって納めていただく他、その間の医療費が全額自己負担になります。

○国保をやめる場合

職場の健康保険等に加入の場合は、国保資格喪失の届け出が必要です。

届け出が遅れると、健康保

険料の二重払いになります。また、資格喪失後に国保の保険証で受診すると、本来職場の健康保険等が負担すべき医療費(7/8割分)を国保に返還することになります。

《問合せ》市民課

☎21-9061または各振興局市民福祉課



国民年金のお知らせ

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が届きます

年末調整・確定申告まで

大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。年末調整や確定申告の際には必ず、日本年金機構から届く「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付してください。

なお、国民年金保険料は被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの控除対象となります。

社会保険料控除証明書が届く時期

▽1～9月に納付した方

11月上旬

▽10月1日以降、今年初めて納付した方

翌年2月上旬

社会保険料控除証明書紛失などの照会先

▽ナビダイヤル

☎0570-0003-0004

※050で始まる電話の方

☎03-6630-2525

▽豊岡年金事務所

☎22-0948(音声案内で2番を押してください)

追納制度

過去10年以内に保険料免除・猶予期間のある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除(納付すべき保険料を納付していない場合は追納できません)・法定免除)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、

保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。そこで、将来受け取る年金額を増やすために、これらの期間の保険料をさかのぼって納めることができる制度が「追納制度」です。追納制度の利用には、申込みが必要です。

注意事項

○過去3年度以前の追納保険料は、当時の保険料額に加算額が付きまます。

○追納が可能な期間(過去10年以内)のうち、原則、最も古い分から先に納付することになります。

○すでに老齢基礎年金を受給している方は利用できません。

問合せ

豊岡年金事務所

☎22-0948(音声案内で2番を押してください)

障害基礎年金

障害の程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金の障害年金を受けることができます。障害には、身体障害だけでなく知

的障害や精神障害も含まれます。次の三つの要件を全て満たしていることが必要です。

①初診日に年金に加入

障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日(初診日)に、年金に加入していること

※年金に加入していない20歳前や60歳以上65歳未満の間(日本国内に住んでいること)に初診日があるときも含みます。

②一定の障害の状態

障害認定日(原則、初診日から1年6カ月を経過した日)または、障害認定日以降に病状が悪化した場合には65歳に達する日の前日までに、一定の障害状態にあること(国民年金法で定める1級または2級の障害)

③一定の保険料を納付

初診日の属する月の前々月までに一定の保険料が納付または免除されていること。または、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと

《問合せ》

市民課 ☎21-9015 または各振興局市民福祉課

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、消費税率引上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

年金生活者支援給付金を受け取るには、支給要件を満たし、年金生活者支援給付金の認定請求という手続きを行っていた必要があります。

(2019年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給し、支給要件を満たしている方には19年9月頃に日本年金機構から給付金の請求手続きに必要な書類が送付されています)

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構が実施します。

詳細は、給付金専用ダイヤルに問い合わせてください。
●給付金専用ダイヤル
0570-054092
(ナビダイヤル)